材質			金属とする。
制式	警視総監		日章四個を一行に配置する。
	警視監以下の階級	1　梨地の横板の中央部に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2　横板に階級に応じて鏡面状の短冊形板を付ける。	形状は、図十八のとおりとする。
色	本体		金色とする。ただし、巡査部長及び巡査のものにあつては銀色とする。
	番号標		銀色とする。
材質			樹脂とする。
制式		1　本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2　番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。	3　形状は、図十九のとおりとする。
識別章			

備考

一　長官の袖章及び帯章は、警視総監のものと同様とする。

二　防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。

三　防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。

四　紺色雨衣にあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、光反射布を付けることができる。

五　ベルトにあつては、長官又は警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。

六　帯革については、拳銃用調整具を用いず、本帯に直接拳銃入れを通すことができる。

七　拳銃つりひもは、帯革の拳銃用調整具又は拳銃入れと留め革の間になす環を大きい輪に通して留める。

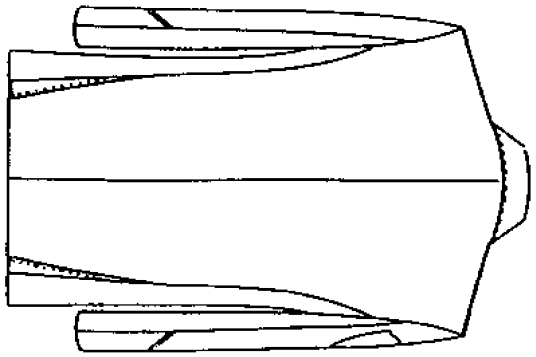
八　識別章については、長官の定めるところにより、番号標の裏面を表示することができる。

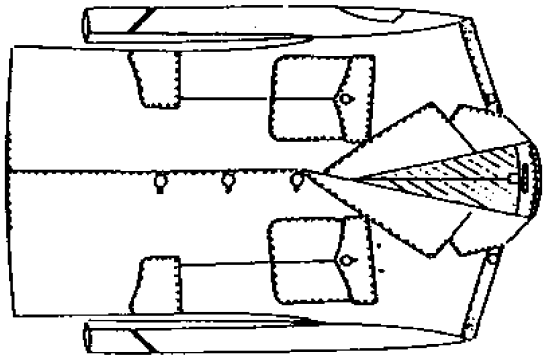
九　警察庁長官章及び警視総監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十　階級章（警視総監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十一のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

十一　図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図一　冬服上衣

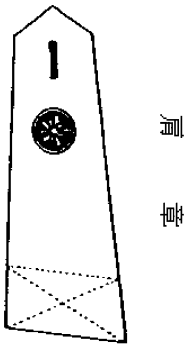




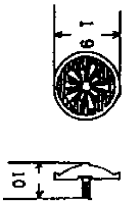


桜葉ボタン

	径	高さ
前立て用	21	9
ポケット用	19	9



肩章



日章ボタン